

「WebCT A to Z」ワークショップ約款

第1条 目的

本約款は、株式会社エミットジャパン（以下、甲という）から、お客様（以下、乙という）がWebCTの利用・運用に必要なスキルを習得するワークショップ（以下、ワークショップという）のためのテキスト、コースデータ等（以下、キットという）及びこれに附帯する甲のワークショップの実施権（以下、キットと実施権を併せて、商品という）を購入し、ワークショップを受講するにあたっての諸条件、条項を定めることを目的とする。乙は、本約款の内容、及び本約款が商品を購入したときから適用されることに同意のうえ、商品を購入するものとする。

第2条 商品の構成

商品は下記の構成となっており、乙は甲が別途定める価格表に基づき購入する。

記

1. WebCT A to Z ワorkshopキット 6（受講者 6 名以内）

- | | |
|--|-----|
| ① テキスト（本ワークショップのテキスト） | 6 冊 |
| ② ワorkshop用コースデータ（本ワークショップを実施する為のコースデータ） | 1 枚 |
| ③ コースマネージャ派遣クーポン（以下、クーポンという） | 1 枚 |
| ④ クーポン利用ガイド | 1 部 |

2. WebCT A to Z ワorkshopキット 10（受講者 10 名以内）

- | | |
|--|------|
| ① テキスト（本ワークショップのテキスト） | 10 冊 |
| ② ワorkshop用コースデータ（本ワークショップを実施する為のコースデータ） | 1 枚 |
| ③ コースマネージャ派遣クーポン（以下、クーポンという） | 1 枚 |
| ④ クーポン利用ガイド | 1 部 |

なお、10 名を超える受講者の場合には、別途見積もりとする。

第3条 ワorkshop実施サポートの提供

乙は、クーポンを利用して本ワークショップを実施する為、甲に対してコースマネージャの派遣（以下、CM派遣サポートという）を依頼することができる。CM派遣サポートは、クーポン1枚につき1回受けることができる。

第4条 CM派遣サポート

- 1 乙は、第3条に従い、クーポンを使用することにより、甲にコースマネージャの派遣（但し、移動時間を除き6時間以内）を依頼することができる。当該コースマネージャは、乙が用意する会場において、乙が予め指定する受講者（第2条参照のこと）のために、受講者用テキストを使用して、本ワークショップを乙に協力して実施する。
- 2 乙がクーポンを使用してコースマネージャの派遣を希望するときは、甲の設営するWebサイトを經由して甲に予約の申込をする。甲は、乙の予約を承認し次第、遅滞なく、その旨乙に通知する。乙が当該通知を受け取ったときに予約は確定する。ただし、甲は、必要な場合、適宜予約の日時、内容等を変更することができる。
- 3 コースマネージャの派遣にかかる交通費、宿泊費その他実費は、本商品の代金とは別に乙が負担する。
- 4 コースマネージャは、本キットの内容に沿って進行する。受講者は、派遣されたコースマネージャに対し、本ワークショップ又はテキストに関し、適宜質疑応答を求めることができる。
- 5 コースマネージャの派遣は、甲の営業日（原則として月曜日から金曜日。ただし祝祭日は除く）に限る。また、派遣時間は、1日（移動時間を除き）6時間以内で甲の営業時間内にあつて甲乙協議して定めた時間帯に限る。

第5条 登録

乙は、本商品を購入後速やかに甲の指定する書式に後記情報を記載し、これを甲に提出して登録する。
この登録を条件に、乙は、甲が適宜定める本商品に関するアフタケアを受けることができる。

- i 大学名
- ii 所属
- iii 住所（郵便が速やかに届く詳細なもの）
- iv 担当者
- v 連絡先のEメールアドレス
- vi 連絡先の電話番号（担当者の直通番号）
- vii 購入製品名
- viii 製品シリアル番号

第6条 サポート提供期間

本商品に対する本サポートの提供期間は、乙が本商品を購入した日から1年間とする。クーポンは、本商品購入日から1年以内に限り使用することができ、それ以降は使用できない。

第7条 著作権

- 1 本商品及び本サポートに関して甲が作成し、乙に提供する書籍・文書・資料等（電磁的記録媒体を含む）甲の著作物についての著作権はすべて甲に帰属する。
- 2 甲は、乙から受領した問い合わせ内容及びその解決方法等を示す甲の回答に対しても、知的財産権を有する。
- 3 乙は、甲の書面による承諾なく、甲の著作物につき、複写、第三者への譲渡、貸与、その他処分をすることはできない。

第8条 返品・払戻し不能

乙は、その理由の如何を問わず、本商品の全部又は一部の返品、あるいはクーポンの払戻しを求めることはできない。但し、テキスト・コースデータに乱丁・落丁がある場合には、返品して交換を求めることができる。

第9条 質問事項及び回答の開示

甲は、そのコースマネージャが乙から本サポートに際して受領した質問事項及びこれに対する回答を本商品、本ワークショップ又は本サポートの改善その他有益な用途に供するために、個人情報、顧客情報を除き、第三者に開示することができる。

第10条 保証及び責任の制限

- 1 甲は、別途書面による合意がない限り、乙に対し、本商品、本ワークショップ又は本サポートあるいはこれらに関連した情報若しくはサービスに関して、何らの保証を行わない。
- 2 甲は、本商品、本ワークショップ又は本サービスに起因して乙又は第三者に生じる直接損害、間接的、付随的若しくは結果的損害、特別損害、利益の損失若しくはデータの消失に関し一切の責任を負わない。

第11条 準拠法

本約款は、日本法に基づき解釈する。

第12条

甲と乙は、本約款又は本サービスに関し、甲乙間で訴訟の必要が生じたときは、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

以上

2005年7月6日

株式会社 エミットジャパン